省　令

○厚生労働省令第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第五十一条の二十三第一項及び第二項、第五十一条の二十四第一項及び第二項並びに第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第二章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の二―第四十三条の四）	（新設）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）	第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）
第三章　（略）	第三章　（略）
第四章　生活介護	第四章　生活介護
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十三条の二―第九十三条の五）	（新設）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十四条―第九十五条）	第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十四条―第九十五条）
第五章　削除	第五章　削除
第六章　短期入所	第六章　短期入所
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第百二十五条の二―第百二十五条の四）	（新設）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百二十五条の五・第百二十五条の六）	第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百二十五条の二・第百二十五条の三）
第七章・第八章　（略）	第七章・第八章　（略）
第九章　自立訓練（機能訓練）	第九章　自立訓練（機能訓練）
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第百六十二条の二―第百六十二条の四）	（新設）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十三条―第百六十四条）	第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十三条―第百六十四条）
第十章　自立訓練（生活訓練）	第十章　自立訓練（生活訓練）
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第百七十一条の二―第百七十一条の四）	（新設）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百七十二条―第百七十三条）	第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百七十二条―第百七十三条）
第十一章　就労移行支援	第十一章　就労移行支援
第一節～第三節　（略）	第一節～第三節　（略）
第四節　運営に関する基準（第百七十九条の二―第百八十四条）	第四節　運営に関する基準（第百八十条―第百八十四条）